

不動産業者・建築士の皆様へ

令和6年10月1日から 接道証明書 交付手続き が変わります

主な変更点

① 接道証明書交付対象の道路種別が変わります

【変更前】 建築基準法42条第1項
第1号～5号道路まですべて交付

【変更後】 建築基準法42条第1項
第2号、3号、4号、5号道路のみ交付

② 申請書の様式が変わります

様式変更に伴い、記載方法の一部が変わります。
新様式は登別市ウェブサイトで配布しております。